

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成19～25年度)

(対象：正会員・準会員191行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成19年度	2,577	1,196	43	59
平成20年度	1,986	982	32	22
平成21年度	2,317	1,165	30	33
平成22年度	1,962	1,103	27	45
平成23年度	1,446	659	26	41
平成24年度	1,010	429	17	9
平成25年度	893	472	19	13
平成25年4月～6月	234	108	6	5
平成25年7月～9月	207	153	5	3
平成25年10月～12月	260	125	6	4
平成26年1月～3月	192	85	2	1

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 ①	うち補償件数 ②	補償率 ②÷①
平成20年度	1,977	1,761	89.1%
平成21年度	2,301	2,076	90.2%
平成22年度	1,957	1,749	89.4%
平成23年度	1,426	1,273	89.3%
平成24年度	996	899	90.3%
平成25年度	872	762	87.4%
平成25年4月～6月	229	212	92.6%
平成25年7月～9月	202	168	83.2%
平成25年10月～12月	253	214	84.6%
平成26年1月～3月	188	168	89.4%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,049	446	20	14
平成26年4月～6月	297	133	5	3
平成26年7月～9月	287	112	7	7
平成26年10月～12月	271	109	4	3
平成27年1月～3月	194	93	4	1
平成27年度	974	508	16	13
平成27年4月～6月	281	139	3	1
平成27年7月～9月	291	152	6	4
平成27年10月～12月	212	121	3	5
平成28年1月～3月	190	96	4	3
平成28年度	655	364	8	7
平成28年4月～6月	223	108	5	3
平成28年7月～9月	227	130	0	0
平成28年10月～12月	205	126	3	3
平成29年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,032	926	89.7%
平成26年4月～6月	295	274	92.9%
平成26年7月～9月	285	254	89.1%
平成26年10月～12月	269	237	88.1%
平成27年1月～3月	183	161	88.0%
平成27年度	936	857	91.6%
平成27年4月～6月	268	246	91.8%
平成27年7月～9月	285	270	94.7%
平成27年10月～12月	207	183	88.4%
平成28年1月～3月	176	158	89.8%
平成28年度	456	409	89.7%
平成28年4月～6月	207	186	89.9%
平成28年7月～9月	181	164	90.6%
平成28年10月～12月	68	59	86.8%
平成29年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上